

中華人民共和國行政処罰法

1996年3月17日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国行政処罰法

(1996年3月17日第8期全国人民代表大会第4回会議で採択、中華人民共和国主席令第63号により公布、1996年10月1日より施行)

目録

第一章	総則
第二章	行政処罰の種類及び設定
第三章	行政処罰の実施機関
第四章	行政処罰の管轄及び適用
第五章	行政処罰の決定
第一節	簡易手続き
第二節	一般手続き
第三節	聴聞手続き
第六章	行政処罰の執行
第七章	法的責任
第八章	付則

第一章 総則

第一条 行政処罰の設定及び実施を規範化し、行政機関による行政管理が有効に実施されることを保障・監督し、公共利益と社会秩序を維持し、公民、法人又はその他の組織の合法的な権益を保護するため、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 行政処罰の設定及び実施は本法を適用する。

第三条 公民、法人又はその他の組織が行政管理秩序に違反した行為に対し行政処罰を与えなければならない場合は、本法に従い法律・法規又は規則によって定め、且つ行政機関が本法の定めた手続きに基づき実施する。

法的根拠がなく又は法的手続きを遵守しなかった場合は、当該行政処罰は無効となる。

第四条 行政処罰は公正、公開の原則を遵守する。

行政処罰の設定と実施は事実に依拠し、違法行為の事実・性質・情状及び社会危害程度と相当するものでなければならない。

違法行為に与える行政処罰の規定は公布しなければならない、公布されていないものは、行政処罰の依拠としてはならない。

第五条 行政処罰を実施し、違法行為を是正させることにつき、処罰と教育の結合を堅持し、公民、法人又はその他の組織が自覚的に法律を遵守することを教育しなければならない。

第六条 公民、法人又はその他の組織は行政機関の与える行政処罰に対して陳述権、弁解権を有する。行政処罰に不服がある場合、法に基づき行政再審を申請し、又は行政訴訟を提起する権利を有する。

公民、法人又はその他の組織は行政機関の与える行政処罰によって損害を受けた場合は、法に基づき損害賠償を要求する権利を有する。

第七条 公民、法人又はその他の組織は法律に違反して行政処罰を受け、当該違法行為が他人に損害を与えた場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。

違法行為が犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追究しなければならないが、行政処罰をもって刑事処罰を代替してはならない。

第二章 行政処罰の種類及び設定

第八条 行政処罰の種類：

- (一) 警告。
- (二) 料料。
- (三) 違法所得を没収し、違法財物を没収する。
- (四) 生産停止、営業停止を命じる。
- (五) 許可証を一時差押え又は取り消し、営業許可書を一時差押え又は取り消す。
- (六) 行政拘留。
- (七) 法律、行政法規の定めたその他の行政処罰。

第九条 法律は各種類の行政処罰を設定することができる。

人の自由を管制する行政処罰は法律のみにより設定されなければならない。

第十条 行政法規は人の自由管制以外の行政処罰を設定することができる。

法律が違法行為に対してすでに行政処罰の規定を定めた上に、行政法規は具体的な規定を定める必要がある場合は、法律の定めた行政処罰を与える行為、種類及び幅などの範囲内において規定しなければならない。

第十一条 地方法規は人の自由管制、企業営業許可書の取り消し以外の行政処罰を設定することができる。

法律、行政法規が違法行為に対してすでに行政処罰の規定を定めた上に、地方法規は具体的な規定を定める必要がある場合は、法律、行政法規の定めた行政処罰を与える行為、種類及び幅などの範囲内において規定しなければならない。

第十二条 国務院の部、委員会の制定する規則は、法律、行政法規の定めた行政処罰を与える行為、種類及び幅などの範囲内において具体的な規定を定めることができる。

法律、行政法規がまだ制定されていない場合は、前項に規定した国務院の部、委員会より制定する規則には、行政管理秩序に違反する行為に対して、警告又は一定金額の料料の行政処罰を設定することができる。料料の限定金額は国務院より規定する。

国務院は行政処罰権を有する直属機構に授権して、本条第一項、第二項の規定に基づき行政処罰を定めさせることができる。

第十三条 省、自治区、直轄市の人民政府及び省、自治区人民政府の所在地の市の人民政府並びに国務院の認可した指定市の人民政府により制定される規則は、法律・法規の定めた行政処罰を与える行為、種類及び幅などの範囲内において具体的な規定を定めることができる。

法律、行政法規がまだ制定されていない場合は、前項に規定した人民政府より制定する規則には、行政管理秩序に違反する行為に対して、警告又は一定金額の料金の行政処罰を設定することができる。料金の限定金額は省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会より規定する。

第十四条 本法第九条、第十条、第十一条、第十二条以及第十三条の規定を除いて、その他の規範性文書は行政処罰を設定してはならない。

第三章 行政処罰の実施機関

第十五条 行政処罰は行政処罰権を有する行政機関より法定職権の範囲内において実施する。

第十六条 国務院又は国務院の授権した省、自治区、直轄市人民政府は一つの行政機関に關係行政機関的行政処罰権を行使させることを決定することができる。ただし、人身自由の管制の行政処罰権は公安機関しか行使することができない。

第十七条 法律・法規の授権した公共事務管理の職能を具備する組織は法律の授権した範囲内において行政処罰を実施することができる。

第十八条 行政機関は法律・法規又は規則の規定に基づいて、法定権限内に本法第十九条の規定条件に合致する組織に行政処罰の実施を委託することができる。行政機関はその他の組織又は個人に行政処罰の実施を委託してはならない。

委託側の行政機関は受託者としての組織の行政処罰実施行為に対して監督の責任を負い、且つ当該行為の結果に対して法的責任を負う。

委託を受けた組織は委託の範囲内において、委託側の行政機関の名義により行政処罰を実施し、その他のいかなる組織又は個人に行政処罰の実施を再委託してはならない。

第十九条 委託を受ける組織は以下の条件に符合しなければならない。

- (一) 法に基づき設立した公共事務を管理する事業組織であること。
- (二) 關係する法律・法規、規則及び業務を熟知する要員を具備すること。
- (三) 違法行為に対する技術検査又は技術鑑定を行う必要がある場合、相応の技術検査又は技術鑑定を組織する条件を有すること。

第四章 行政処罰の管轄及び適用

第二十条 行政処罰は違法行為の発生地 of 県レベル以上の地方人民政府に屬する行政処罰権を有する行政機関が管轄する。法律、行政法規に別途規定がある場合は除外される。

第二十一条 管轄につき争議がある場合は、共同する一級上の行政機関に管轄の指定を申請する。

第二十二条 違法行為が犯罪を構成した場合は、行政機関は当該事件を司法機関に移送し、法に基づき刑事責任を追究しなければならない。

第二十三条 行政機関は行政処罰を実施する場合は、当事者に違法行為の是正或いは期限を定めて是正することを命じなければならない。

第二十四条 当事者の同一の違法行為に対して、2回以上の科料行政処罰を与えてはならない。

第二十五条 十四歳未満の人は違法行為がある場合、行政処罰を与えず、後見人に管理・教育を命じる。満十四以上十八歳未満の人が違法行為がある場合は、行政処罰を軽くしまたは軽減する。

第二十六条 精神病者は自己の行為を判断又は抑制することができない場合に違法行為をした時、行政処罰を与えない。但し、後見人に厳しい看護と医療を命じなければならない。間歇性精神病者が精神正常時に違法行為をした時は、行政処罰を与えない。

第二十七条 当事者に以下に記載する情状の一つがある場合は、法に基づき行政処罰を軽くし又は軽減しなければならない。

- (一) 自発的に違法行為による危害結果を除去し、又は軽減させた場合。
- (二) 他人の脅迫を受けて違法行為をした場合。
- (三) 行政機関の違法行為取締に協力し功績を立てた場合。
- (四) その他の法により行政処罰を軽くし又は軽減すべきことがある場合。

違法行為の情状が軽く且つ直ちに是正されて、危害結果を招かなかつた場合、行政処罰を与えない。

第二十八条 違法行為が犯罪を構成して人民法院が拘役又は有期懲役の判決を下した時、行政機関がすでに当事者に行政拘留を科した場合は、法により相応の刑期として算入する。

違法行為が犯罪を構成して、人民法院が罰金の判決を下した時、行政機関がすでに当事者に科料を科した場合は、相応の罰金として算入する。

第二十九条 違法行為が二年を経過して発見されなかつた場合、遡及して行政処罰を与えない。法律に別途規定がある場合は除外される。

前項規定の期限は、違法行為の発生日より起算する。違法行為が連続し又は継続状態である場合は、行為の終了日より起算する。

第五章 行政処罰の決定

第三十条 公民、法人又はその他の組織の行政管理秩序に違反した行為につき、法により行政処罰を与えるべきである場合は、行政機関は事実を明らかにしなければならない。違法の事実が明確でない場合は、行政処罰を与えてはならない。

第三十一条 行政機関が行政処罰を決定する前に、当事者に行政処罰決定の事実、理由及び依拠を告知し、かつ当事者の法により享有する権利を通知しなければならない。

第三十二条 当事者は陳述、弁解を行う権利を有する。行政機関が当事者の意見を十分に聴取しなければならない。当事者の提出した事実、理由及び証拠に対して再審査を行わなければならない。当事者の提出した事実、理由又は証拠が成立した場合は、行政機関はそれを採用しなければならない。

当事者が弁解したことにより、行政機関は処罰を加重してはならない。

第一節 簡易手続き

第三十三条 違法事実が明確でかつ法的根拠もあり、公民に五十元以下、法人又はその他の組織に千元以下の科料又は警告の行政処罰を与える場合、その場で行政処罰を決定することができる。当事者は本法第四十六条、第四十七条、第四十八条の規定に従って、行政処罰決定を履行しなければならない。

第三十四条 取締担当官が現場で行政処罰を決定する場合、当事者に執務の身分証明書を呈示し、定型かつ番号つきの行政処罰決定書作成しなければならない。行政処罰決定書は現場で当事者に交付しなければならない。

前項の規定した行政処罰決定書には当事者の違法行為、行政処罰の依拠、科料の金額、時間、場所、及び行政機関の名称を記入しかつ取締担当官がそれに署名又は捺印しなければならない。

取締担当官が現場で発行した行政処罰決定書は所属する行政機関に届け出さなければならない。

第三十五条 当事者が現場で下した行政処罰決定に不服がある場合、法に基づき行政復審を申請、又は行政訴訟を提起することができる。

第二節 一般手続き

第三十六条 本法第三十三条の規定により現場で決定される行政処罰を除き、行政機関は公民、法人又はその他の組織が法により行政処罰を与えるべき行為をしたことを発見した場合、全面、客観、かつ公正的に調査を行い、関係証拠を収集しなければならない。必要な場合、法律・法規の規定に基づいて検査を行うことができる。

第三十七条 行政機関が調査又は検査を行う場合は、二人以上の取締担当官を必要とし、かつ当事者又は関係者に身分証明書を呈示しなければならない。当事者又は関係者は事実のままに回答し、調査又は検査に協力し、阻害してはならない。質問又は検査につき記録を作成しなければならない。

行政機関が証拠収集をする場合は、サンプル抽出の方法により証拠を取得することができる。証拠が消滅する可能性があり、又は後日取得するのに困難となる場合は行政機関の責任者の許可のもとで、先に登記して保存することができ、7日間以内に即時に処理決定を出さなければならない。その期間において当事者又は関係者は証拠を廃棄、移転してはならない。

取締担当官は当事者と直接利害関係がある場合、回避しなければならない。

第三十八条 調査が終了したとき、行政機関の担当者は調査結果に対し審査を行い、状況に応じて以下の決定をしなければならない：

(一) 確実に行政処罰すべき違法行為があった場合、情状の軽重と具体的な状況により、行政処罰を決定する。

(二) 違法行為の情状が軽微であり、法に基づき行政処罰しなくてよい場合は、行政処罰を与えない。

(三) 違法事実が成立しない場合は、行政処罰を与えない。

(四) 違法行為がすでに犯罪を構成した場合司法機関に移送する。

情状が複雑で又は重大な違法行為に対して比較的に重い行政処罰を与える場合、行政機関の責任者が共同で検討した上で、決定を行わなければならない。

d

第三十九条 行政機関は本法第三十八条の規定により行政処罰を与える場合、行政処罰決定書を作成し、行政処罰決定書には以下の事項を明記しなければならない。

(一) 当事者の氏名又は名称、住所。

(二) 法律、法規又は規則に違反する事実及び証拠。

(三) 行政処罰の種類と依拠。

(四) 行政処罰の実施方法及び期限。

(五) 行政処罰決定に不服して行政再審の申請又は行政訴訟提起の方法及び期限。

(六) 行政処罰決定をした行政機関名称及び決定した日時。

行政処罰決定書には行政処罰決定をした行政機関が捺印しなければならない。

第四十条 行政処罰決定書は宣告により当事者にその場で直接交付しなければならない。当事者が不在の場合、行政機関は7日間以内に民事訴訟法の関連規定に基づき行政処罰決定書を当事者に送達しなければならない。

第四十一条 行政機関及び取締担当官が行政処罰決定をする前に、本法第三十一条、第三十二条の規定により当事者に行政処罰の事実、理由及び依拠の告知をしなかった場合、又は当事者の陳述、弁解の聞き取りを断った場合、当該行政処罰決定は成立しない。当事者が陳述、弁解の権利を放棄した場合は除外される。

第三節 聴聞手続き

第四十二条 行政機関が生産、営業停止の命令、許可証又は営業許可書の取り消し、金額の大きい料料等の行政処罰を決定する前に、当事者に聴聞会の実施を要求する権利があることを告知しなければならない。当事者は聴聞を要求した場合、行政機関は聴聞会を実施しなければならない。行政機関が聴聞会実施に際して発生した費用について、当事者は負担しない。聴聞は以下の手続きにより実施しなければならない：

(一) 当事者が聴聞を要求する場合、行政機関より告知された三日以内に提出しなければならない。

(二) 行政機関は聴聞の7日前に、当事者に聴聞会実施の時間、場所を通知しなければならない。

(三) 国家秘密、商業秘密又はプライバシーに係わるものを除いて、聴聞は公開で行わなければならない。

(四) 聴聞は行政機関が指定した本件担当ではない調査人の主催のもとで実施し、当事者は主催人が本件と直接の利害関係があると判断した場合、除斥を要求する権利がある。

(五) 当事者は直接に聴聞に参加することができ、一から二名の代理人を委託することもできる。

(六) 聴聞を実施する際に、調査人より当事者の違法の事実、証拠及び行政処罰の提案を提出し、当事者はそれに対して弁解と証拠確認を行う。

(七) 聴聞につき記録を作成しなければならない。証拠は当事者に交付し確認を経て署名又は捺印をしなければならない。

当事者は人身自由の管制の行政処罰に異議がある場合、治安管理条例の関係規定に基づいて執行する。

第四十三条 聴聞が終了した後、行政機関は本法第三十八条の規定に基づいて決定を行う。

第六章 行政処罰の執行

第四十四条 法に基づき行政処罰決定をした後、当事者は行政処罰決定の定めた期限内に履行しなければならない。

第四十五条 当事者は行政処罰決定に不服して、行政再審を申請し又は行政訴訟を提起した場合、行政処罰の執行は中止しない。ただし法律に別途定めがある場合は除外される。

第四十六条 科料決定を行う行政機関と科料徴収の機関とを分離させなければならない。

本法第四十七条、第四十八条の規定に基づき現場で科料を徴収した場合を除き、行政処罰決定をした行政機関及びその取締担当官は自ら科料を徴収してはならない。

当事者は行政処罰決定書を受け取った日より十五日以内に、指定された銀行で科料を納付しなければならない。銀行は科料を受取り、かつ当該科料を直接に国庫に上納しなければならない。

第四十七条 本法第三十三条の規定に基づき現場で行った行政処罰決定について以下に記載する情状の一つがある場合、取締担当官は現場で科料を徴収することができる：

- (一) 法に基づき二十元以下の科料を科した場合。
- (二) 現場で徴収しなければ事後の徴収が困難となる場合。

第四十八条 辺地、水上、交通不便の地域において、行政機関及びその取締担当官が本法第三十三条、第三十八条の規定に基づいて科料の決定を下した後、当事者が指定される銀行に対し科料を納付することが困難である場合、当事者の要求に基づいて、行政機関及びその取締担当官は現場で科料を徴収することができる。

第四十九条 行政機関及びその取締担当官は現場で科料を徴収する場合、当事者に省、自治区、直轄市の財政管理部門により統一的に印刷された科料領収書を交付しなければならない。財政管理部門により統一的に印刷された科料領収書を交付しない場合は、当事者は科料の納付を拒否することができる。

第五十条 取締担当官は現場で徴収した科料につき、科料の徴収日から二日以内に行政機関に上納しなければならない。水上において現場で徴収した科料は、上陸日から二日以

内に行政機関に上納しなければならない。行政機関は二日以内に料金を指定する銀行に納付しなければならない。

第五十一条 当事者は期限を過ぎて行政処罰の決定を履行しない場合は、行政処罰決定を行った行政機関は以下の措置を取ることができる。

(一) 期限過ぎて料金を納めない場合、1日につき、科料金額の3パーセントを追徴する。

(二) 法律の規定に基づき封印又は差押えた財物を競売し、或いは凍結した預金を振替えて科料に充てる。

(三) 人民法院に強制執行を申請する。

第五十二条 当事者は確かに経済的に困難があり料金を延期あるいは分割して納付する必要がある場合、当事者の申請及び行政機関の認可を経て、その納付を一時猶予し、又は分割納付することができる。

第五十三条 法に基づき廃棄しなければならない物品を除き、法により没収した違法財物は、国の規定に基づき公開競売を行い、或いは国の関連規定に基づき処理しなければならない。

科料、没収した違法所得・財物の競売収入につき、全部国庫に上納しなければならず、いかなる行政機関又は個人もいかなる形式で流用、私的分配又は別の形で私的分配をしてはならない。財政部門はいかなる形でも行政処罰決定を行った行政機関に科料、没収した違法所得・財物の競売収入を返還してはならない。

第五十四条 行政機関は行政処罰に対する監督制度を設立し、完備しなければならない。県レベル以上の人民政府は行政処罰に対する監督検査を強化しなければならない。

公民、法人又はその他の組織は、行政機関の行った行政処罰に対して上告又は告発をする権利を有する。

第七章 法的責任

第五十五条 行政機関が行政処罰の実施に際して、以下に記載する状況の一つがある場合、上級行政機関又は関係部門は是正を命じ、直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づき行政処分を与える：

(一) 法定の行政処罰の依拠がない場合。

(二) 行政処罰の種類、幅を勝手に変更した場合。

(三) 法定の行政処罰手続きに違反した場合。

(四) 本法第十八条の定めた処罰の委託に関する規定に違反した場合。

第五十六条 行政機関は当事者に対し処罰を行う際に、科料・没収物品領収書を使用しない、または法定部門により作成し印刷された科料・没収物品領収書ではないものを使用した場合、当事者は処罰を拒否することができ、かつ当該行為を告発することができる。上級行政機関又は関係部門は使用された違法領収書を没収・廃棄し、直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づき行政処分を与える。

第五十七条 行政機関は本法第四十六条の規定に違反し自ら料金を徴収した場合、財政部門は本法第五十三条の規定に違反し行政機関に科料又は競売収入を返還した場合、上級

行政機関又は関係部門が是正を命じ、直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づき行政処分を与える。

第五十八条 行政機関は科料、没収した違法所得・財物を流用、私的分配又は別の形で私的分配をした場合、財政部門又は関連部門により追徴し、直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づき行政処分を与える。情状が重大で犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

取締担当官が職務上の便利を利用し、他人の財物を求め又は受取、あるいは徴収した科料を自己所有にし、犯罪を構成した場合法に基づき刑事責任を追及する。情状が軽く犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を与える。

第五十九条 行政機関は差押えた財物を使用又は損傷し、当事者に損害を与えた場合、法に基づき賠償しなければならない。直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づき行政処分を与える。

第六十条 行政機関は違法な検査措施又は執行措施を実施したことにより、公民の人身又は財産に損害を与え、法人又はその他の組織に損失を与えた場合、法に基づき賠償しなければならない。直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づき行政処分を与える。情状が重大で犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第六十一条 行政機関は本機関の利益を貪り、法に基づき司法機関に移送し刑事責任を追及すべき案件を移交せずに、行政処罰をもって刑事処罰を代替した場合、上級行政機関又は関係部門が是正を命じる。是正を拒否した場合、直接の責任者に行政処分を与える。情実にとらわれて不正行為をし、違法行為を庇護した場合、刑法第百八十八条の規定に準用して刑事責任を追及する。

第六十二条 取締担当官は職責を軽んじ、制止、処罰すべき違法行為に対し制止、処罰せずに、公民、法人又はその他の組織の合法的權益、公共利益及び社会秩序が損害を受けた場合は、直接の責任者及びその他の直接担当者に法に基づき行政処分を与える。情状が重大で犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 付則

第六十三条 本法第四十六条の定める科料処罰決定と科料徴収の分離に関する規定について、国務院が具体的な実施規則を制定する。

第六十四条 本法は1996年10月1日より施行する。

本法が公布される前に制定された法規・規則の定めた行政処罰に関する規定は本法に合致していない場合は、本法の公布日より本法の規定に従い修正し、1997年12月31日以前に当該修正を完成させなければならない。

付属：

刑法関係条項

第一百八十八条 司法業務担当官が情実にとらわれて不正行為をし、無罪と知りながら起訴に追込み、有罪と知りながら故意に庇護し起訴を逃れさせ、又は故意に白黒を転倒し不正な裁判を行った場合は、五年以下の有期懲役、拘役又は政治的権益の剥奪に処する。情状が特に重いものは、五年以上の有期懲役に処する。